

社会福祉法人森と木 行動計画

職員が育児と仕事を両立することができ、安心して産前産後休業及び育児休業を取得できる環境づくりを目的として、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 行動（実施）内容

目標1 育児と仕事の両立ができる職場の雰囲気作りをする。

対策1 職員の育児休暇中における待遇及び育児休暇後の労働条件に関する事項の周知をする。

目標2 妊娠中や産前産後休暇及び育児休暇復帰後の相談窓口を設置する。

対策1 相談窓口の設置について検討し、設置後職員に周知する。

対策2 当該職員に対し、休暇取得1ヶ月前に諸規定及び公的制度の説明を行う。